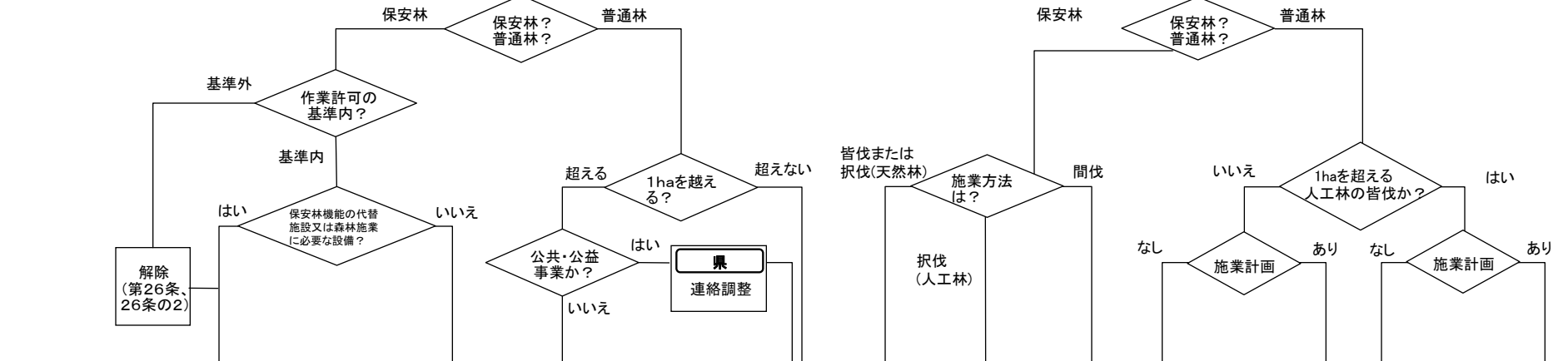


森林を伐採する場合に必要な手続き(フロー図)

伐採を行う場合

開発行為
開発行為？
森林施業？



許可・届出の手続き	種類	県 作業許可 (34条第2項) 伐採届 (規則第22条の8第1項第5号 又は第7号)	県 作業許可 (34条第2項) 伐採許可 (34条第1項)	県 林地開発 許可 (10条の2)	市町村 伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)	県 伐採許可 (34条)	県 伐採届 (34条の2)	市町村 伐採届 (34条の3)	市町村 伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)	市町村 伐採届 (15条)	市町村 伐採及び伐採 後の造林の届 (10条の8)	市町村 伐採届(事前) (10条の8様式) 90~30日前
	期日	あらかじめ				90~30日前	あらかじめ	90~20日前	90~20日前	90~30日前	後30日以内	90~30日前
担当窓口	県 農林事務所				市町村 林務担当課	県 農林事務所	県 農林事務所	市町村 林務担当課				

※公共・公益事業であつても伐採届が必ず必要となります。

注意点

市町村 《 施業計画が立っている場合 》
市町村へあらかじめ計画変更(認定森林からの除外)する。(12条)

市町村 《 施業計画が立っている場合 》
市町村へあらかじめ計画変更(伐採計画と適合しない場合)する。

市町村 《 施業計画が立っている場合 》
伐採届(15条)が別に必要

※注意※
「伐採箇所の図面」の添付